

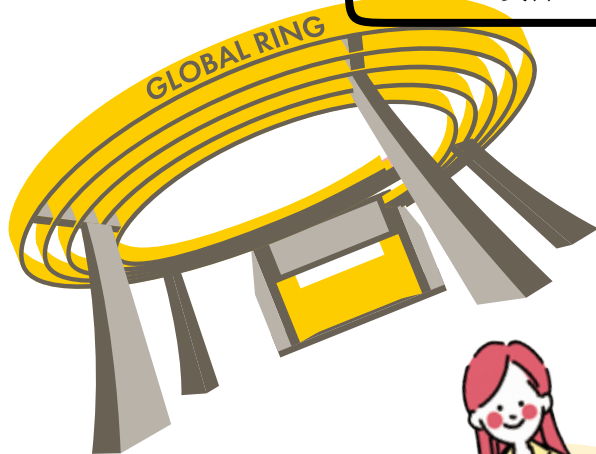
【概要版】

第
6
期

豊島区

地域保健福祉計画

令和6年度～令和11年度(2024～2029)



1 計画策定の趣旨

- 豊島区では、「大事なものを大切に未来につなげる」、「声を受け止め 声をつなげる」、「人・地域・企業がつながり今日を超える」の3つの「つながる」を基本とし、豊島区に関わるすべての「ひと」が主役のまちを実現するため、以下の8つのまちづくりを展開しています。



- このたびは、8つのまちづくりに基づき、社会環境の変化や法改正等の動向を踏まえ、地域社会における新たな課題に対応していくための計画として改定します。

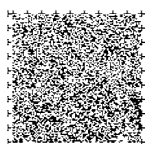
2 計画の性格

- 高齢者、障害者、子ども、外国人といった個別の対象にとらわれることなくすべての人々が安心してともに暮らせるよう、地域の活動団体や関係機関との連携と協働により地域生活を継続的に支えていくために、地域保健福祉の推進における理念や基本的な方向を明らかにするものです。
- 保健福祉分野の上位計画として共通して取り組むべき事項を示し、保健福祉に関連する各種の個別計画において、具体的な施策や事業等の詳細を示していきます。



3 計画の期間

- 今回の地域保健福祉計画は、令和6年度から令和11年度までの6か年を計画期間とします。なお、社会経済状況の変化があった場合には、必要に応じて見直しを行います。



4 施策の方向

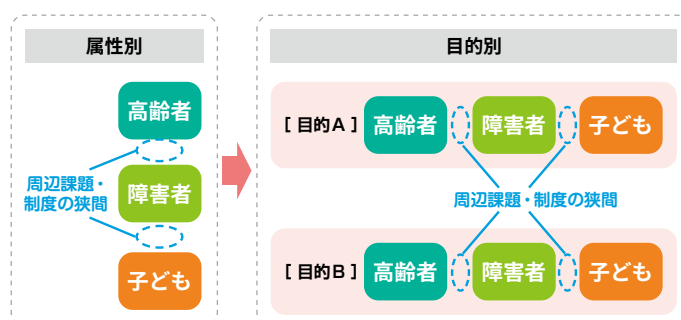
● 豊島区版「地域共生社会」の実現に向けて

- 豊島区版「地域共生社会」の実現に向けて、豊島区ならではの「重層的支援体制」の構築を目指し、次の取組を推進していきます。

- (1) 区関係施設を含めたすべての福祉相談窓口で、どんな悩みごとでも包括的に受け止め、適切な窓口につなげる相談支援体制を整え、複雑化・複合化した課題を抱えた人には、豊島区全体で支援できる連携体制の強化をはかります。
- (2) 支援を必要とする人が孤独・孤立に陥らないよう、地域と区が一体となり、継続的なアウトリーチ活動等による見守り支援を推進していきます。
- (3) 区や区内の保健福祉関係機関の人材の確保・育成をはかり、保健福祉サービスの質の向上に取り組んでいきます。

● 区民の支援ニーズに目を向けた目的別の施策体系

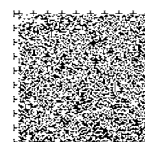
本計画では、支援の対象を、高齢者、障害者、子どもといった属性別ではなく「支援を必要とする人」として包括的にとらえ、施策の体系を個人のみならず、家族や世帯が抱える「生活課題」に目を向けた目的別の構成とすることで、「周辺課題」や「制度の狭間」にある人を支援します。



5 施策の体系

- 施策① すべての区民を対象にした重層的な支援
- 施策② どんな悩みごとでも受け止める相談支援体制の構築
- 施策③ 本人が望む社会とのつながりや参加を支えるために
- 施策④ 誰もが支え合える 人・地域づくり
- 施策⑤ 問題の早期発見・早期対応の強化
- 施策⑥ 権利擁護の推進
- 施策⑦ 健康的な生活の維持・増進
- 施策⑧ 保健福祉人材の確保・育成とサービスの質の確保および向上
- 施策⑨ 災害時の福祉・医療・保健衛生体制の整備
- 施策⑩ 福祉のまちづくりの推進

※施策①～⑤は重層的支援体制整備事業に関する施策です。また、施策⑥には成年後見制度利用促進基本計画が内包されています。

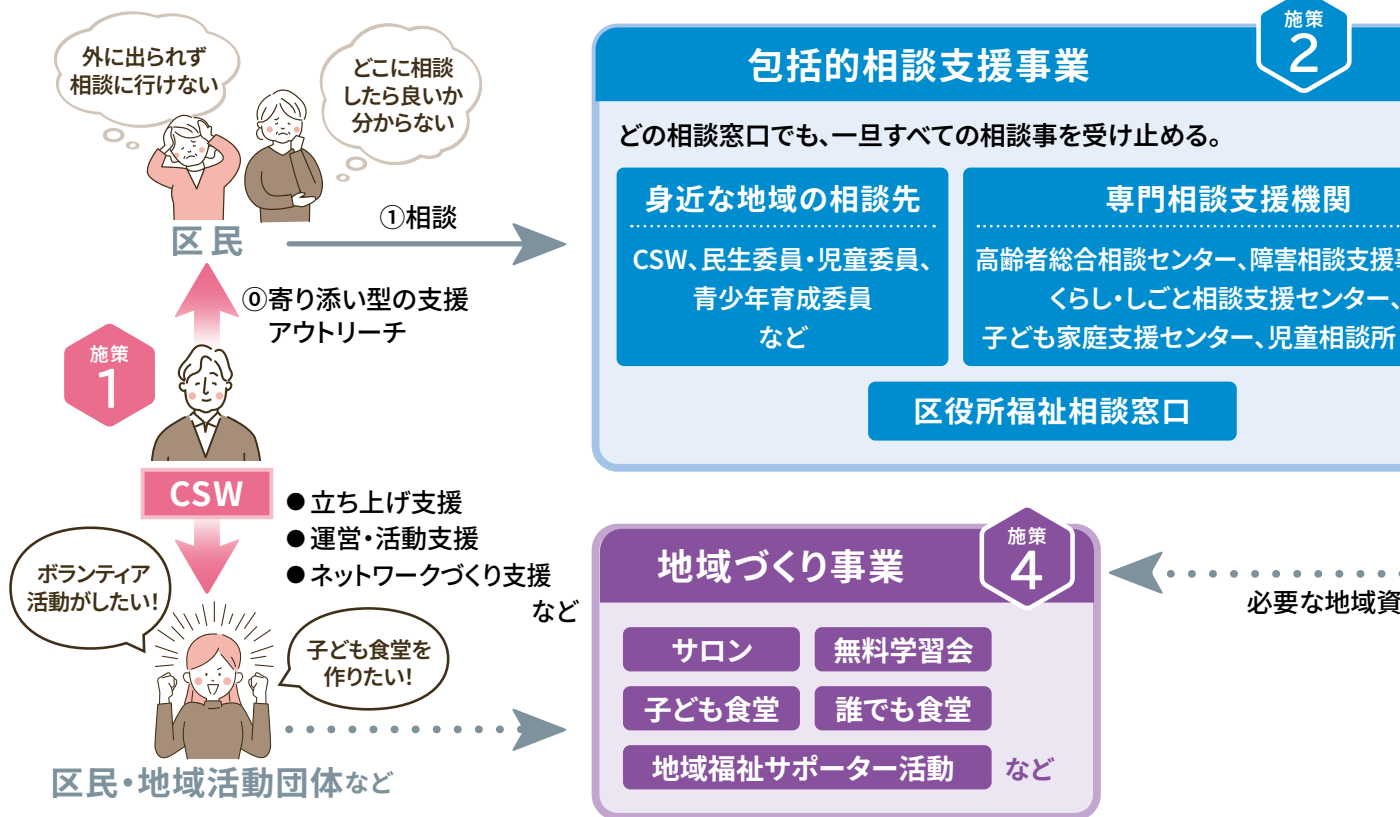


音声コードUni-Voice

6 施策の内容

○ 施策①～⑤は、重層的支援体制整備事業の各事業と連動しています。

また、豊島区の重層的支援体制整備事業の実施体制は全体版のP79から記載しています。



▶ 全体版 P40～

▶ 全体版 P44～

施策 1

すべての区民を対象にした重層的な支援

- コミュニティソーシャルワーカー (CSW) の機能を強化し、支援を必要とするすべての人の相談を受け止め、課題を整理し、必要な福祉サービスや専門機関へつなぎます。
- 在宅生活を支える各種サービスや相談窓口の充実を図り、支援を必要とする人・家族の立場に立った切れ目のない支援を行います。

施策 2

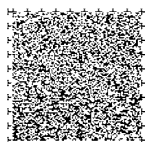
どんな悩みごとでも受け止める相談支援体制の構築

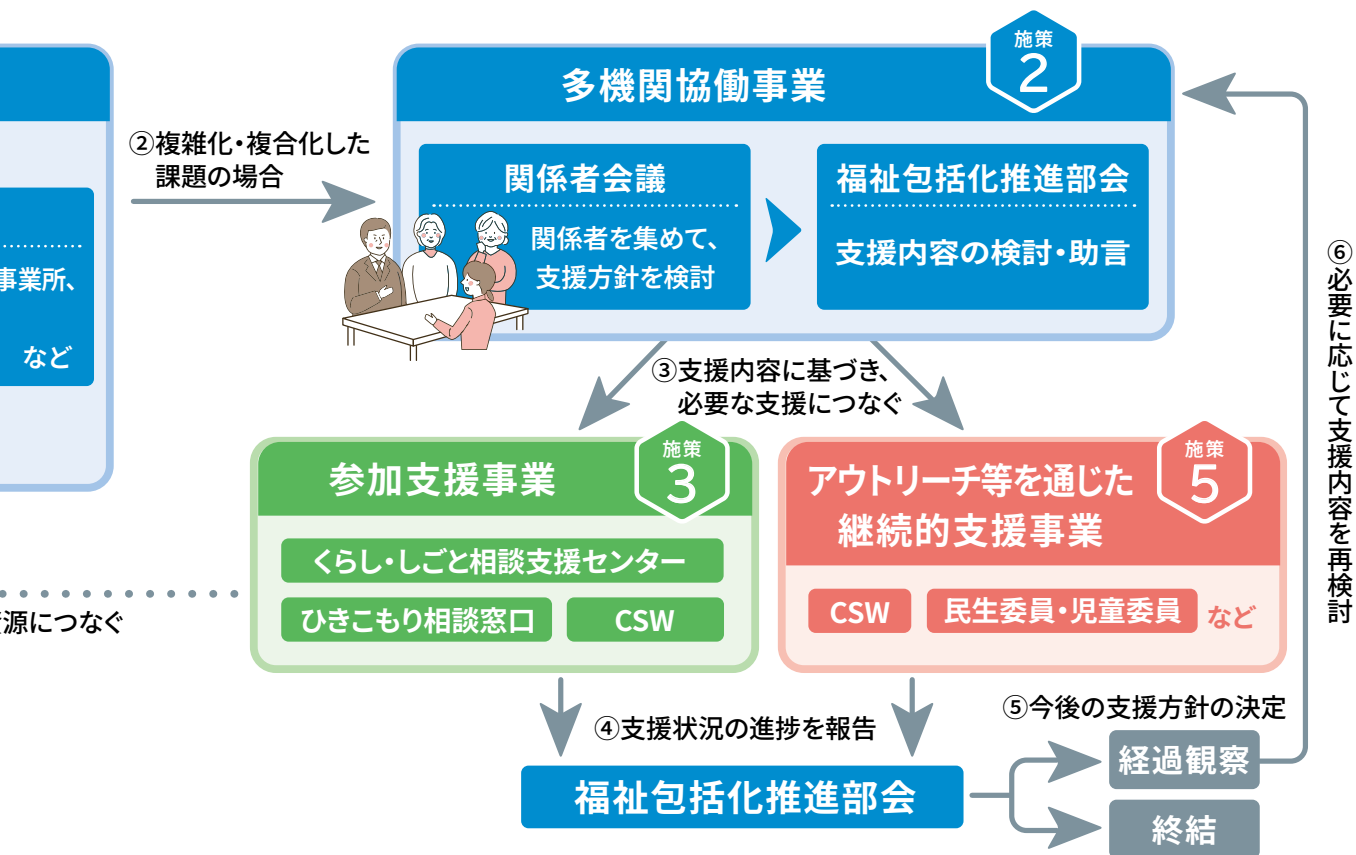
- 高齢や障害、子どもといった属性にかかわらず、すべての区民が包括的な支援を受けられるように、各専門相談機関では、いったんすべての相談を受け止める体制づくりを推進していきます。
- 必要に応じ、適切な相談窓口・関係機関に速やかにつなぐとともに、複雑化・複合化した課題に対しては、分野横断的な支援を行っていきます。

施策 3

本人が望みながら支えるた

- 年齢・性別等の違い、経済状況などが自己実現を図りた生活を送れやすい環境づくり
- 小規模単位の新しい取り組みを推進し、支える関係性を普段いけるよう支援し





▶ 全体版 P49～

む社会との や参加を めに

い、国籍、障害の有にかかわらず、誰もがいきいきとるよう、社会参加を進めます。

たなコミュニティづえ合い、助け合えの生活から築いていきます。

▶ 全体版 P55～

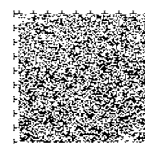
施策4 誰もが支え合える 人・地域づくり

- 従来の対象者別の地域づくり支援を引き続き推進していくとともに、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）や高齢者の生活支援推進員（生活支援コーディネーター）などを中心に、特定の世代や属性にこだわらない新たなコミュニティの立ち上げ支援や支援者同士のネットワーク構築を進めます。

▶ 全体版 P60～

施策5 問題の早期発見・ 早期対応の強化

- 地域の見守り活動を含めた多様な主体によるアウトリーチ活動を推進し、問題の未然防止、早期発見・早期対応の強化を図ります。
- アウトリーチ活動等による訪問時に、複雑化・複合化した課題が判明した場合、関係機関と連携するなど、包括的な支援が行える体制づくりを推進していきます。



音声コードUni-Voice

すべての区民の人間性が尊重され、住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らし続けられるように、権利擁護支援体制の整備を推進します。

また、権利擁護支援を必要とする人が、孤独・孤立の状態に陥ることのないように、区の関係各課・関係機関との連携を強化し、地域社会への参加を促進します。

取組方針 01 人権意識の普及・啓発

取組方針 02 虐待防止および人権の尊重

取組方針 03 成年後見制度等の利用促進



すいトリ



なやミミ

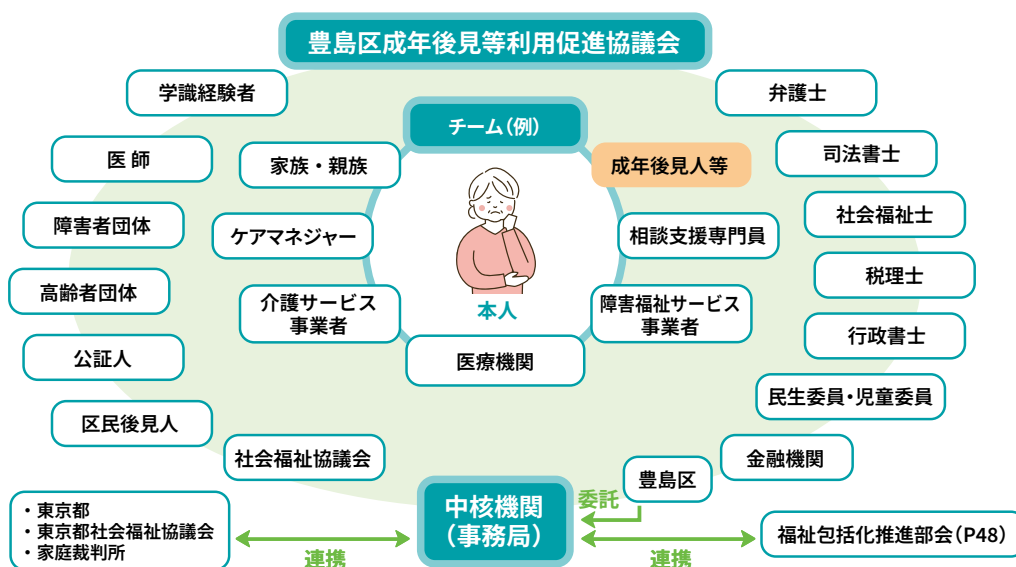
ここがポイント



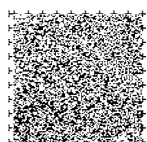
- 虐待防止・権利擁護に関する相談支援体制の充実！
- 豊島区成年後見制度利用促進基本計画を統合！

【権利擁護支援の地域連携ネットワーク】

- 権利擁護支援が必要な人を早期に発見し、速やかに適切な支援につなげるため、従来の保健・医療・福祉の連携に加え、司法も含めた地域連携の仕組み（権利擁護支援の地域連携ネットワーク）を整備します。



- チーム…成年後見人等と、本人に身近な親族や福祉・医療・地域の関係者等が協力して、日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し、対応する仕組み。
- 豊島区成年後見等利用促進協議会…法律・福祉の専門職団体や関係機関による、チームを支援する体制。中核機関の「サポートとしま」が事務局を担う。



健康的な生活の維持・増進

▶ 全体版 P66～

誰もがその人らしく健康的な生活を維持・増進できるように、ライフステージに応じた健康づくりと予防対策を強化していきます。

取組方針 01 予防の取組の強化

取組方針 02 こころと体の健康づくりの推進

取組方針 03 感染症対策の強化

ここがポイント



- 認知症対策、フレイル対策のさらなる充実！
- ライフステージに合わせた健康づくりの推進！
- 感染症予防対策の普及啓発！

保健福祉人材の確保・育成とサービスの質の確保および向上

▶ 全体版 P68～

保健福祉サービスの質の確保および向上に向け、区職員や民間事業者の保健福祉専門職等の充実・レベルアップに継続的に取り組むとともに、民間事業者に対する指導および監査の充実を図ります。

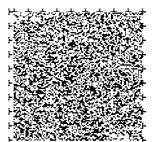
取組方針 01 保健福祉専門職等の確保・定着・育成

取組方針 02 保健福祉サービスの質の確保および向上

ここがポイント



- 区内事業者の保健福祉専門職等の人材確保を支援！
- 区職員等の課題解決に向けたコーディネート力の強化！
- 事業者への福祉サービス第三者評価の受審勧奨！



災害時の福祉・医療・保健衛生体制の整備

▶ 全体版 P70～

災害時において特に配慮が必要とされる高齢者、障害者、傷病者、乳幼児等に対して、災害に対する日頃の備えから避難、災害発生後の支援に至るまで、切れ目のない支援が行われる体制づくりを進めます。

取組方針 01 災害時要援護者への支援体制の整備

取組方針 02 災害対策を通じた地域づくり

取組方針 03 災害時の医療・保健衛生体制の構築

ここがポイント



- 避難するときに特に支援が必要な人の一人ひとりに、個別避難計画を作成！

福祉のまちづくりの推進

▶ 全体版 P73～

日常生活上のさまざまな障壁（バリア）を解消し、誰もが安全・安心で快適な暮らしを実感し、気軽に外出したいと思える環境づくりを推進していきます。また、ICTを活用した情報機器の普及など情報提供の手法の幅が広がる中、誰もがいつでも必要な情報に簡単にたどりつけ、手軽に利用できるよう、情報アクセシビリティの向上を図ります。

取組方針 01 まちのバリアフリー化の推進

取組方針 02 情報アクセシビリティの向上

ここがポイント



- Web版福祉のまちづくりガイドマップを作成！
- 高齢者のデジタルデバインド解消に向けた取組を充実！



第6期豊島区地域保健福祉計画

令和6年度～令和11年度(2024～2029)

計画の全文は豊島区ホームページでご覧になれます。

発行：豊島区

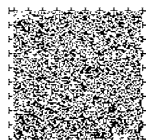
編集：保健福祉部 福祉総務課

〒171-8422 東京都豊島区南池袋二丁目45番1号

電話 03-3981-1111(代表)

<https://www.city.toshima.lg.jp/>

令和6(2024)年3月発行



音声コードUni-Voice